

条例案の検討事項への対応について（正副委員長たたき台）

【条例名】

検討事項①（条例名）

障がい者のみならず、県民全てにとっての条例であることが明確となる名称を検討する。

【たたき台】

○条例名としては、次のようなものが考えられる。

障がいの有無にかかわらず①全ての人が ②共に暮らしやすい三重県づくり条例
①は、「全ての県民が」、「誰もが」なども考えられる。
②は、「共に生きる」なども考えられる。

【第 1 総則】

イ 定義

検討事項②（障がい者の定義）

「障がい者」の定義において、国会での質疑により明らかになった事項（①高次脳機能障がい、②難病に起因する障がい、③断続的・周期的）を文言として加えるかどうかを検討する。

【たたき台】

○次のとおり条文を修正する。

素案	修正案
身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び <u>高次脳機能障がい</u> を含む。）、 <u>難病に起因する障がい</u> その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により <u>継続的又は断続的</u> に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※下線部分は、修正部分（「周期的」については、他の道府県の条例では規定されておらず、法令の文言としては「断続的」に含むと解することができることから、規定しない案とした。）

検討事項③（行政機関等の定義）

「行政機関等」に国の組織（国の行政機関と独立行政法人等）を含めるかどうかについて、相談体制・紛争解決を図る体制の対象事案との関係を踏まえつつ検討する。

【たたき台】

国の組織は含まない（国での解決に委ねる）こととするが、県に相談があったときは、国の関係機関に適切につなぐ役割を果たすことを明らかにする。

ウ 基本理念

検討事項④（施策の基本方針）

「有機的連携の下に」という文言について、分かりやすい表現に改めることを検討する。

【たたき台】

○次のとおり条文を修正する。

素案	修正案
障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく <u>施策との有機的連携の下に</u> 総合的に、策定され、及び実施されなければならない。	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく <u>施策と一体のものとして</u> 総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

※下線部分は、修正部分

検討事項⑤（その他の理念）

基本理念について、正副委員長案で提示していないものを追加するかを検討する。

【たたき台】

○次のように整理することが考えられる。

（ア）文言の追加はしない

- ・「差別解消の取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない」とする理念は、障がいの特性・障がい者への理解を深めることとする理念などに含めることができる。また、複合差別への対応に関する理念は、合理的配慮の提供における「障がい者の性別、年齢及び障

がいの状態に応じて」に含まれている（障害者差別解消法の解釈）
ため、合理的配慮の提供において対応を図ることができる。

(イ) 文言を追加する

- ・複合差別（女性であることにより、障がい者差別と女性差別の両方に直面することなど）については、政府が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においても留意事項として特記されており、重要な課題であることから、理念として明記する。

〔条文案〕

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、障がい者が障がいを理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づく差別の解消を図るための施策との密接な連携の下に策定され、及び実施されなければならない。

〔参考：複合差別〕

特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
(平成27年2月24日閣議決定) 3頁

エ 責務・役割等

検討事項⑥（県の責務）

県の責務について、正副委員長案で提示していないものを追加するかを検討する。

【たたき台】

○次のような条文を規定する。

〔条文案〕

県は、障がい者の親等生活を主として支える者が死亡した後の障がい者の生活の維持を図るため、市町、関係機関、関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

【第2 障がい者を理由とする差別の禁止等】

ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

検討事項⑦（差別的取扱いの禁止）

「不当な差別的取扱い」に関し、どのような場合に「不当な差別」と言えるのかを明確にする措置（定義付け、事例の具体化など）を検討する。

検討事項⑨（配慮事項の策定）

「障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野ごとに特に配慮すべき事項」は、かなり幅の広い概念であり、どのようなものまでを指すのかを精査する必要があるとの意見を踏まえ、「差別や合理的配慮の提供の例を具体化する」という条文の趣旨が伝わりやすい文言を検討する。

※検討事項⑦と密接に関わるため、ここに併記する。

【たたき台】

○次のように整理することが考えられる。

- (1) 「不当な差別的取扱い」については、政府が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において、その基本的な考え方が明らかにされていることから、その考え方を逐条解説等で示すこととし、定義は設けない。
- (2) 「不当な差別的取扱い」の具体例は条文では示さず、「配慮事項の策定」に基づき、知事において事例の具体化を図り、事業者等への周知を図る。
- (3) 「配慮事項の策定」について、(2) の取組を担保することを明確にするため、文言の修正を行う。

【参考1：不当な差別的取扱いの基本的な考え方】

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・

事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 3-4 頁

〔参考 2：配慮事項の策定〕 ※茨城県の事例（知事名で告示）

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（平成 26 年茨城県条例第 31 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、日常生活、雇用及び労働をはじめとする事業活動その他各分野において特に配慮すべき事項を次のように定める。

1 福祉サービスの提供について

福祉サービス（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業において提供される福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下同じ。）を提供する者は、障害のある人に福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付す行為その他不利益な取扱いをする行為
- (2) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、福祉サービスを提供する入所施設における生活を強制する行為（……以下略）

【配慮事項の策定の修正】

素案	修正案
<p>県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野ごとに<u>特に配慮すべき事項</u>を定めるものとする。</p>	<p>県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野ごとに<u>不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるもの</u>とする。</p>

※下線部分は、修正部分

検討事項⑧（合理的配慮の提供）

「合理的配慮」という用語について、「上から目線の対応」だとのイメージを避けるため、「合理的な変更又は調整」に変更することができるかを、障害者基本法等との関係を踏まえて検討する。

【たたき台】

○「合理的配慮」という用語に関しては、次の対応が考えられる。

- (1) 法律の用語とそろえ、「配慮」の意味は逐条解説等で明らかにする。
- (2) 法律の用語とそろえつつ、「合理的配慮」の定義を設ける。
- (3) 「合理的変更又は調整」を使用する。

※素案は、(1)をベースにしている。対応の詳細は、別紙追加配付資料2のとおり。

イ 障がい理由とする差別を解消するための措置

検討事項⑨（配慮事項の策定）

前記（ア）において、たたき台を提示。

検討事項⑩（事前的改善措置）

合理的配慮が「絶えず改善に努め、障がい者と共に歩んでいく」という姿勢で行われることを促進する表現を検討すべきであるとの意見を踏まえ、「事前的改善措置」がその趣旨で行われるべきことを逐条解説等において明らかにする。

※前文において、「不断の改善に努めること」の重要性を明らかにし、上記の趣旨を明確化することも検討する。

【たたき台】

前文において、合理的配慮に関し、「不断の改善に努めること」の重要性を示すとともに、「事前的改善措置」の逐条解説においても、同趣旨を明らかにする。

【第3 障がい理由とする差別を解消するための体制】

ア 相談体制

検討事項⑪（相談体制：相談業務）

- ①相談員の設置には、予算や人材育成の負担が伴うため、相談の対象事案について、市町との役割分担等を踏まえて検討する。他方で、差別かどうか微妙な案件にも柔軟に対応することが望まれるため、そうした対応を可能とする文言の追加を検討する。

【たたき台】

○次のように整理することが考えられる。

(1) 市町との役割分担

- ・事案の切り分けでの対応は難しいが、市町その他の関係行政機関と連携する中で、市町等での解決が適当な場合には、当該機関での対応に委ねることも考えられるため、運用に委ねる。

(2) 差別事案以外の事案への対応

- ・差別かどうか微妙な案件の相談があった場合については、差別事案以外の事案を関係行政機関につなぐ等の対応を定める規定を活用する。

〔参考〕（素案の第3のア）

(1) 担当部局の相談窓口（※相談員も同じ）

- ②県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。

- ④県は、②の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする。

- ②相談業務については、列挙するもの（助言、調査、関係者間の調整）以外の活動もあり得るため、そうした活動を含めることができる文言の追加（例えば、「その他の支援」を追加するなど）を検討する。

【たたき台】

○次のように整理することが考えられる。

相談業務で必要とされる対応については、「助言」や「関係者間の調整」で幅広く捉えることができると考えられるため、文言の追加はしない。

検討事項⑫（相談体制：相談員の確保）

相談対応は、紛争解決を図る体制の対象事案の振り分けにも関わっており、その体制の充実を図ることが重要となることから、複数の相談員の確保等が図られるような文言の追加を検討する。

【たたき台】

○相談業務が十分に機能するのに必要な人員の確保に関する努力規定を設ける。

素案	修正案
(2) 相談員の設置 ⑥県は、相談員に対し、③の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。 注：「③の業務」は、相談業務（助言・調整等）を指す（右に同じ。）	(2) 相談員の設置 ⑥県は、 <u>相談員の③の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員の確保に努めるとともに、</u> 相談員に対し、③の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

※下線部分は、修正部分（人数の最低数を書くことも考えられるが、その数を確保できなかった場合に条例違反となってしまうという不都合があるため、人数は書かない案とした。）

【第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策】

○基本的施策

検討事項⑬（障害福祉サービス等）

障害福祉サービス等に関する施策の具体的な内容を検討する。

【たたき台】

○次のような条文を規定する。

〔条文案〕

県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

検討事項⑭（情報のバリアフリー化）

ホームページにおけるウェブアクセシビリティ（年齢や障がいの有無などにかかわらず、インターネット等で提供される情報にアクセスし、利用することができること）の明記を検討する。

【たたき台】

○次のような条文を規定する。

〔条文案〕

- ①県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。
- ②県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場合において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。（上記意見への対応）
- ③県は、障がい者に対し、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の提供等が切れ目なく行われるようにするため、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
※手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例の定めるところによる。

検討事項⑮（防災等）

要支援者名簿の取扱い方や要支援者の掌握についての課題の解決が図られるよう、それらの支援についての明記を検討する。

【たたき台】

○次のように整理することが考えられる。

（ア）文言の追加はしない（（イ）③の部分）

- ・要支援者名簿の作成や利用については、第一義的には、市町で対応を図る事項であることから、条文としては明記しない。

（イ）文言を追加する（③の部分）

- ・次のような条文を規定する。

〔条文案〕

- ①県は、災害対策基本法に規定する避難所において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。
- ②県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び避難所への障がい者の誘導が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。
- ③県は、障がい者の避難支援等に資する観点から、災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう、市町に対する情報の提供その他の必要な協力を行うとともに、同法に規定する名簿情報の利用及び避難支援等関係者に対する名簿情報の提供を促進するため、市町に対する技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。（上記意見への対応）

※「避難支援等関係者」とは、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等をいう。

検討事項⑯（選挙における配慮）

規定を設けたほうがよいとの意見と条文化の難しさを踏まえて規定しないとの意見があるため、規定の要否を検討する。

【たたき台】

○次のように整理することが考えられる。

（ア）規定を設けない

- ・ 障害者基本法第 28 条は、選挙等で円滑に投票ができるようにするため、投票所の施設又は設備の整備などを行うとしている。また、現行法の下でも、「移動支援、移動投票所の取組」（移動困難者への移動支援や自動車を利用した移動期日前投票所の開設など）がなされており、移動支援等については、条例に規定がなくても、取組を進めることができる。

（イ）規定を設ける

- ・ 次のような条文を規定する。

〔条文案〕

県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、投票所（共通投票所を含む。）への移動の支援その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

検討事項⑰（表彰）

「事業者だけでなく、障がい当事者なども対象にしたほうがよい」との意見と条文化する必要はないのではないかと（共生社会の実現は社会全体で取り組む当然のことであるため）との意見があるため、規定の要否を検討する。

【たたき台】

○次のように整理することが考えられる。

（ア）規定を設けない

- ・ 「精神保健福祉の功労表彰」（健康福祉部）、「障害者雇用優良事業所等表彰」（雇用経済部）などが既の実施されており、条例の規定は必須ではない（また、表彰制度は、啓発活動の一環であることから、必要があれば、啓発活動と位置付けて行うこともできる）。

（イ）規定を設ける

- ・ 次のような条文を規定する。

〔条文案〕

県は、共生社会の実現に資するため、障がい者を理由とする差別の解消の推進並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等に関し、特に功績があると認められるものに対し、表彰を行うものとする。

検討事項⑱（啓発活動）

県民の役割において、「障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加に協力すること」も規定されていることを踏まえ、啓発活動において、これらに対応した取組を規定することを検討する。

【たたき台】

○次のような条文を規定する。

〔条文案〕

- ①県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。
- ②県は、障がいの特性及び障がい者に対する理解（障がい者に対する肯定的認識を含む。）が深められるよう、障がいの特性及び障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明その他の啓発活動を行うものとする。
- ③県は、県民による障がい者の自立及び社会参加への協力が円滑になされるよう、障がい者の自立及び社会参加への協力の重要性に関する意識の啓発その他の啓発活動を行うものとする。（上記意見への対応）
※①及び②は、正副委員長案で示したものと同一。

検討事項⑱（その他の施策）

就労の支援と教育について、規定を設けたほうがよいとの意見があるため、規定の要否等を検討する。

【たたき台（教育）】

○次のように整理することが考えられる。

（ア）規定を設けない

- ・ 障害者基本法第 16 条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第 11 条は、いわゆる「インクルーシブ教育」や「福祉教育」の主要部分を規定している。そのため、条例に規定しなくても、障害者基本法等に基づいて、教育に関する施策の充実を図ることができる。

（イ）規定を設ける

- ・ 次のような条文を規定する。

〔条文案〕

県は、障害者基本法の規定を踏まえつつ、障がい者である児童及び生徒と障がい者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。

〔参考 1：障害者基本法（教育に関する部分：第 16 条）〕

（教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

〔参考 2 : 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例〕

(教育の充実等)

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

【たたき台（就労の支援）】

○次のように整理することが考えられる。

(ア) 規定を設けない

- ・障がい者雇用については、障害者基本法第 18 条及び第 19 条が、「職業相談等」や「雇用の促進等」の主要部分を規定しており、障害者雇用促進法においても「職業リハビリテーションの推進」などが定められている。そのため、条例に規定しなくても、障害者基本法等に基づいて、就労の支援に関する施策の充実を図ることができる。

(イ) 規定を設ける

- ・次のような条文を規定する。

〔条文案〕

県は、障害者基本法及び障害者雇用促進法の規定を踏まえつつ、障がい者の就業の機会の確保及び就業の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就業に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。

〔参考 : 障害者基本法（就労の支援に関する部分 : 第 18 条・第 19 条）〕

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者におけ

る障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

【第5 施策の推進体制】

検討事項⑳（施策等の検証）

障がい者差別の相談事例・合理的配慮の提供事例等の検証に県民や障がい当事者の参画の機会を確保し、併せて検証の成果の周知を図る方策を検討する。

【たたき台】

○三重県障がい者差別解消支援協議会の組織について、次のような条文を規定した上で、検討事項について、下記のように整理することが考えられる。

〔条文案〕

- ①障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、知事の附属機関として、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
 - ②協議会は、障害者差別解消法第18条第1項に規定するもの（必要な情報の交換、障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと）のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (i) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。
 - (ii) 差別事案に関する助言及びあっせんを行うこと。
 - (iii) 障害者差別解消法第18条第1項に規定する事項並びに差別事案に関する助言及びあっせんの処理の結果明らかになった課題を解決するための方策について調査研究を行うこと。
- ※下線部は、三重県障がい者差別解消支援協議会が助言・あっせんの手続を行うとした場合

〔検討事項への対応〕

（ア）規定を設けない

- ・条例案で活用を予定している協議会（三重県障がい者差別解消支援協議会や三重県障害者施策推進協議会）は、障がい当事者の参画の下で施策や事例の検証等を行うことができるため、これらの協議会に対応を委ねる。

（イ）規定を設ける

- ・次のような条文を規定する。

〔条文案〕

- ③協議会は、差別事案に関する相談並びに助言及びあっせんに係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組

を推進するため、障がい者その他の関係者及び県民の参加の下に、当該事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知するものとする。

【附則】

ア 施行期日

検討事項⑳（施行期日）

相談体制・紛争解決を図る体制の整備や計画の策定に要する準備期間等を考慮しながら、条例の施行期日について検討する。

※施行期日については、条例で定める施策を含めて検討する必要があるため、追って検討する。